

地方財政法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

目次

一 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）【本則関係】	1
二 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）【附則第二項関係】	23



改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（臨時財政対策債に係る標準的な規模の収入の額の特例）</p> <p>第九条 （削る）</p> <p>平成二十六年から平成二十八年度までの各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（臨時財政対策債に係る標準的な規模の収入の額の特例）</p> <p>第九条 平成二十五年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは「、特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五号）第五条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは「、特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは「、特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。</p> <p>2  平成二十六年から平成二十八年度までの各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは「、特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五</p>

の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の「額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

2| 平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における第十条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の「額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

3| 平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における第十条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができることとされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

**（平成二十五年度における標準的な規模の収入の額の特例）**

**第十条** 平成二十五年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（削る）

第一号イ				附則第七条の二の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）
第一号ロ	第十四条 地方交付税法	及び航空機燃料譲与税	同条	第十四条 読替え後の地方交付税法第十四条
同条	第十四条 読替え後の地方交付税法第十四条	、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金	第十四条 読替え後の地方交付税法第十四条	第十四条 読替え後の地方交付税法第十四条

第二号	第三号	第四号	第五号
同法第十四条	同法第十四条	同条 及び石油ガス 譲与税 同法第十四条	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）
読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条 、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金	地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第一百三十三号。以下この号において「平成二十六年整備政令」という。）附則第三項の規定による改正前の地方特

<p>額</p> <p>基準財政収入</p>	<p>第二項</p>	
<p>基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項に規定する算定方法にお</p>	<p>地方自治法施行令第二百十</p> <p>条の十二第二項</p>	<p>例交付金等の地方財政の特 別措置に関する法律施行令 （平成十一年政令第九十五 号）第二条の規定により読 み替えられた平成二十六年 整備政令第一条の規定によ る改正前の地方自治法施行 令（昭和二十二年政令第十 六号）附則第七条の四第二 項の規定により読み替えら れた地方交付税法等の一部 を改正する法律の施行に伴 う関係政令の整備に関する 政令（平成二十九年政令第 百十九号）第一条の規定に よる改正前の地方自治法施 行令</p>

		<p>第一号イ 同法第十四条</p> <p>地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定（同法附則第一条ただし書）に規定する改正規定に限る。</p>
<p>（平成二十六年年度から平成二十八年度までにおける標準的な規模の収入の額の特例）</p> <p><b>第十条</b> 平成二十六年年度から平成二十八年度までの各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		

		<p>第一号イ 第十四条</p> <p>附則第七条の二及び第七条の三</p>
<p>（平成二十六年年度から平成二十八年度までにおける標準的な規模の収入の額の特例）</p> <p><b>第十一条</b> 平成二十六年年度から平成二十八年度までの各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		
	<p>及び地方揮発油譲与税</p>	<p>、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金を加算した額とする。）</p> <p>むね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）</p>



及び航空機燃料譲与税	同条	
通安全対策特別交付金	読替え後の地方交付税法第十四条	付税法（第五号において「平成三十年旧地方交付税法」という。）附則第七条の二及び地方交付税法附則第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方自治法特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）

及び航空機燃料譲与税	同条	
通安全対策特別交付金	読替え後の地方交付税法第十四条	の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方自治法特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）

第一号口	第二号	第三号	第四号	第五号
地方交付税法第十四条	同条	同法第十四条	同条	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）
読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第一百十

第一号口	第二号	第三号	第四号	第五号
地方交付税法第十四条	同条	同法第十四条	同条	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）
読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第一百十

額	基準財政収入	第二項	
額	基準財政収入額（平成三十年旧地方交付税法附則第七條の二第二項及び地方交付	地方自治法施行令第二百十條の十二第二項	九号。以下この号において「平成二十九年整備政令」という。）附則第二項の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二條の規定により読み替えられた平成二十九年整備政令第一條の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七條の四の規定により読み替えられた平成二十九年整備政令第一條の規定による改正前の地方自治法施行令

額	基準財政収入	第二項	
額	基準財政収入額（地方交付税法附則第七條の二第二項及び第七條の三第二項	地方自治法施行令第二百十條の十二第二項	九号。以下この号において「平成二十九年整備政令」という。）附則第二項の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二條の規定により読み替えられた平成二十九年整備政令第一條の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七條の四の規定により読み替えられた平成二十九年整備政令第一條の規定による改正前の地方自治法施行令

		税法附則第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）
油譲与税	及び地方揮発油	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金

(平成二十九年における標準的な規模の収入の額の特例)

第十一条 平成二十九年における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	同法第十四条	地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定（同法附則第一条ただし書）に規定する改正規定に限る
------	--------	---

		に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）
油譲与税	及び地方揮発油	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金

(新設)

	から同条
<p>。 ) による改正前の地方交付税法 ( 第五号において「平成三十年旧地方交付税法」という。 ) 附則第七条の二及び地方交付税法附則第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律 ( 平成十一年法律第十七号 ) 第八条第一項及び地方自治法 ( 平成二十年法律第二十五号 ) 第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条 ( 以下この条において「読み替え後の地方交付税法第十四条」という。 )</p>	<p>に読み替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金</p>

---

---

---

(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。)及び道府県民税所得割臨時交付金(地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二号)附則第五条第七項の規定により指定都市に対し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。)の交付見込額(以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。)を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条

---

---

第三号		第二号		第一号ロ							
同条	同法第十四条	合算額	から	同法第十四条	同条 六号)	地方交付税法 第十四条	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)	及び航空機燃料譲与税	航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金
同条 第十四条	同法第十四条 第十四条	合算額から特定交付見込額を控除した額	に特定交付見込額を加算した額から	同法第十四条 第十四条	同条 第十四条	地方税法 第十四条	地方税法	地方税法	地方税法	及び航空機燃料譲与税	航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金

		第五号		第四号	
基準財政収入	第二項	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	同条	同法第十四条
基準財政収入額（平成三十	条の十二第二項	地方自治法施行令第二十条の四の規定により読み替えられた同令	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた同令	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金	、石油ガス譲与税、交通安全対策特別交付金、分離課税所得割交付金及び道府県民税所得割臨時交付金
			地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第二条の規定により読み替えられた地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた同令	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条
				読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条



		額
油譲与税 及び地方揮発	、地方揮発油譲与税及び交 通安全対策特別交付金	年旧地方交付税法附則第七 条の二第二項及び地方交付 税法附則第七条の三第二項 に規定する算定方法におお むね準ずる算定方法により 加算した額がある場合には 当該額に相当する額を控除 した額とし、当該算定方法 により控除した額がある場 合には当該額に相当する額 を加算した額とする。）

( ) 平成三十一年度における標準的な規模の収入の額の特例

第十二条 平成三十一年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)

(平成二十九年度及び平成三十一年度における標準的な規模の収入の額の特例)

第十二条 平成二十九年度及び平成三十一年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条	附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないも
------	------	--------------------------

<p>のとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八号第一項及び地方自治法特別措置に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第三十九条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。）</p>	<p>から同条に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。</p>

第一号ロ			
第十四条	合算額	及び航空機燃料譲与税	
第十四条	合算額から特定交付見込額を控除した額	、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金	<p>第三号において同じ。）及び道府県民税所得割臨時交付金（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第五条第七項の規定により指定都市に對し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。）の交付見込額（以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。）を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条</p>

第四号	第三号			第二号				
同法第十四条	譲与税 及び石油ガス	同条	同法第十四条	合算額	から	同法第十四条	同条	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
読替後の地方交付税法第十四条	、石油ガス譲与税、交通安全 全対策特別交付金、分離課 税所得割交付金及び道府県 民税所得割臨時交付金	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	合算額から特定交付見込額 を控除した額	に特定交付見込額を加算した額から	読替後の地方交付税法第十四条	読替後の地方交付税法第十四条	地方税法

		第五号	
同条	及び地方揮発油譲与税	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）	第二項
読替え後の地方交付税法第十四条	、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）附則第七条の四の規定により読み替えられた同令	地方自治法施行令第二百十条の十二第二項
額	基準財政収入額	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した	基準財政収入額

(平成二十九年) 平成二十九年における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十六条 平成二十九年における第二十二條の規定による額の算定に係る同條の規定の適用については、同條中「第十三條各号」とあるのは、「附則第九條第一項及び第十條の規定により読み替えられた第十三條各号」とする。

(平成三十年) 平成三十年における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十七条 平成三十年における第二十二條の規定による額の算定に係る同條の規定の適用については、同條中「第十三條各号」とあるのは、「附則第九條第二項及び第十一條の規定により読み替えられた第十三條各号」とする。

(平成三十一年) 平成三十一年における赤字により起債許可団体となる額の特

	及び地方揮発油譲与税	額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。)
	通安全対策特別交付金	

(平成二十八年度及び平成二十九年) 平成二十八年度及び平成二十九年における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十六条 平成二十八年度及び平成二十九年における第二十二條の規定による額の算定に係る同條の規定の適用については、同條中「第十三條各号」とあるのは、「附則第九條第二項及び第十一條の規定により読み替えられた第十三條各号」とする。

(平成三十年及び平成三十一年) 平成三十年及び平成三十一年における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十七条 平成三十年及び平成三十一年における第二十二條の規定による額の算定に係る同條の規定の適用については、同條中「第十三條各号」とあるのは、「附則第九條第三項及び第十二條の規定により読み替えられた第十三條各号」とする。

例)

**第十八条** 平成三十一年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第二項及び第十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

例) (平成三十二年における赤字により起債許可団体となる額の特例)

**第十九条** 平成三十二年における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第二項及び第十三条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

例) (平成三十三年における赤字により起債許可団体となる額の特例)

**第二十条** (略)

例) (平成三十四年度以後における赤字により起債許可団体となる額の特例)

(新設)

例) (平成三十二年における赤字により起債許可団体となる額の特例)

**第十八条** 平成三十二年における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第三項及び第十三条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

例) (平成三十三年における赤字により起債許可団体となる額の特例)

**第十九条** 平成三十三年における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十四条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

例) (平成三十四年度以後における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第二十一条 (略)

(土地の利用関係の調整に要する経費のうち地方公共団体が負担すべき経費)

第二十二条 (略)

第二十条 平成三十四年度以後の各年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、当分の間、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十五条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(土地の利用関係の調整に要する経費のうち地方公共団体が負担すべき経費)

第二十一条 (略)



○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）【附則第二項関係】（傍線部分は改正部分）

改正後	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第九条）</p> <p>第二章 財政の早期健全化（第十条・第十一条）</p> <p>第三章 財政の再生（第十二条―第十五条）</p> <p>第四章 公営企業の経営の健全化（第十六条―第二十一条）</p> <p>第五章 雑則（第二十二条―第二十八条）</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>（削る）</p>
現行	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第九条）</p> <p>第二章 財政の早期健全化（第十条・第十一条）</p> <p>第三章 財政の再生（第十二条―第十五条）</p> <p>第四章 公営企業の経営の健全化（第十六条―第二十一条）</p> <p>第五章 雑則（第二十二条―第二十七条）</p> <p>附則</p> <p>附則</p> <p>（平成二十九年 度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）</p> <p><b>第四条</b> 平成二十九年 度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七 条第一号及び第八 条第一号の規定の適用については、第七 条第一号ハ中「第 二十二条」とあるのは「附則第十六 条の規定により読み替えられた同令第二 十二条」と、第八 条第一号イ(1)中「第 十三条第一号イ」とあるのは「附則第九 条第二項及び第十 一条の規定により読み替えられた同令第 十三条第一号イ」</p>

(平成三十年度  
財政再生基準の算定の特例)  
における早期健全化基準及び

第四条 平成三十年度 における早期健全化基準

及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十七条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第九条第二項及び第十一条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十一条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(平成三十一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

第五条 平成三十一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十八条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第九条第二項及

と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十一条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(平成三十年度及び平成三十一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

第五条 平成三十年度及び平成三十一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十七条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第九条第三項及び第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(新設)

び第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(平成三十二年における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

**第六条** 平成三十二年における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十九条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第九条第二項及び第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(平成三十三年における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

**第七条** 平成三十三年における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第二十条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第十四条の規定

(平成三十二年における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

**第六条** 平成三十二年における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十八条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第九条第三項及び第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(平成三十三年における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

**第七条** 平成三十三年における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十九条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第十四条の規定

により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十四条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(平成三十四年度以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

**第八条** 平成三十四年度以後の各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、当分の間、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第二十一条の規定により読み替えられた同令第二十二條」と、**第八条第一号イ(1)**中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第十五条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十五条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十四条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(平成三十四年度以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

**第八条** 平成三十四年度以後の各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、当分の間、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第二十条の規定により読み替えられた同令第二十二條」と、**第八条第一号イ(1)**中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第十五条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十五条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。